

## 科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会運営規則等の一部改正について（案）

## 1. 概要

科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会では、これまでも新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止の観点から、情報通信機器を利用した会議を開催してきた。今後、情報通信機器を利用した会議の開催がより一般的になると考えられることから、2. に示すとおり、科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会運営規則等の一部改正を行う。

## 2. 新旧対照表

- 科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会運営規則（抄）（平成 21 年 3 月 30 日科学技術・学術審議会学術分科会決定）

改正後	改正前
<p><u>（議事）</u></p> <p><u>第二条 部会長が必要と認めるときは、委員は情報通信機器を利用して会議に出席することができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定による出席は、科学技術・学術審議会令第八条に規定する出席に含めるものとする。</u></p> <p>（作業部会）</p> <p>第三条 [略]</p> <p>第四条 [略]</p> <p>第五条 [略]</p> <p>第六条 [略]</p> <p>（雑則）</p> <p>第七条 [略]</p>	<p>[新設]</p> <p>（作業部会）</p> <p>第二条 [略]</p> <p>第三条 [略]</p> <p>第四条</p> <p>第五条 [略]</p> <p>（雑則）</p> <p>第六条 [略]</p>

- 科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会の公開の手続きについて（抄）（平成 21 年 3 月 30 日科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会）

改正後	改正前
<p>科学技術・学術審議会学術分科会運営規則第<u>4</u>条第 8 項及び科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会運営規則第<u>7</u>条に基づき、科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会の公開の手続きについて以下のように定める。</p>	<p>科学技術・学術審議会学術分科会運営規則第<u>2</u>条第 8 項及び科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会運営規則第<u>6</u>条に基づき、科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会の公開の手続きについて以下のように定める。</p>